

(令和6年度入学生向け) 奨学のための給付金制度のご案内

～ 生活保護（生業扶助）世帯 又は
「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税の世帯の方 ～

1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

2. 支給対象世帯

基準日(4/1 又は 7/1)時点で以下の支給要件を全て満たす場合、支給対象世帯となります。

<支給要件>

- 就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金 の受給資格要件を満たす者であること。
※特別支援学校高等部の生徒の場合、支給対象外
※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等は除く）が措置されている生徒の場合、支給対象外
- 保護者等が茨城県に在住していること。
※保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 保護者等の世帯が、「生活保護（生業扶助）受給世帯(専攻科の生徒を除く)」又は保護者等全員が「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」であること。
- 基準日に在学していること（生徒が休学している場合は、学校事務室へ問合せください）。
- 高校生等1人につき、支給回数上限に達していないこと。
※各年度1回（全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回）ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。

・令和6年4月1日時点で満たす場合（令和5年度非課税世帯 又は 生活保護（生業扶助）受給世帯 等）
⇒ 早期給付の支給対象世帯

・令和6年7月1日時点で満たす場合（令和6年度非課税世帯 又は 生活保護（生業扶助）受給世帯 等）
⇒ 通常給付の支給対象世帯

・上記どちらの時点でも満たす場合 ⇒ 通常給付の支給対象世帯

※ 早期給付の支給対象世帯に該当し、既に早期給付（5月支給）を受給済の方は、今回の給付はございません。

3. 支給額

対象（基準日・年度）		【早期給付の支給対象世帯】		【通常給付の支給対象世帯】	
区分		通信制以外	通信制	通信制以外	通信制
生活保護（うち生業扶助の高等学校等就学費）受給世帯		8,075 円	8,075 円	32,300 円	32,300 円
道府県民税所得割額 及び市町村民税所得割額が非課税である世帯	第1子	30,525 円	12,625 円	122,100 円	50,500 円
	第2子以降	35,925 円		143,700 円	
	専攻科	12,625 円		50,500 円	

※早期給付（5月支給）を受給済の方は、通常給付の支給額から早期給付分の金額を差し引いた額が支給されます。

4. 支給の時期

審査が完了次第、支給となります（概ね2～3ヶ月程度）。

5. 申請方法・提出期日

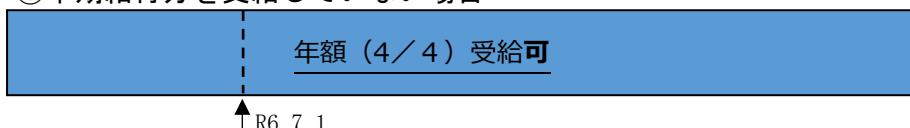
給付を受けるには、毎年、申請の手続きが必要です。申請しなければ給付は受けられません。申請方法は保護者等が在住する都道府県によって異なります。詳細は以下までご連絡ください。
支給要件に該当する方は、学校の事務室から申請書等を取得して、必要書類を添付し、**提出締切日（令和6年7月3日（水）必着）**までに学校へ提出してください。

お問い合わせ先：事務室【029-298-6266】

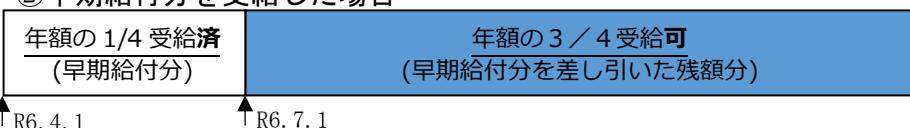
<(参考)奨学のための給付金イメージ図>

ケース1 通常給付の支給対象世帯

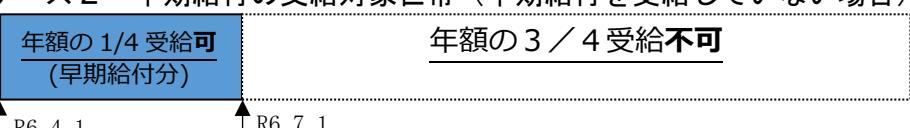
①早期給付分を受給していない場合



②早期給付分を受給した場合



ケース2 早期給付の支給対象世帯（早期給付を受給していない場合）



※早期給付分を受給していても、7月1日時点で支給要件を満たさない場合、年額の残3/4を受給することはできません。

奨学のための給付金 Q&A

Q1 道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税（0円）であることの確認はどのように行われますか？

A1 令和6年6月～7月に実施する第1次受付分については、「令和6年度 住民税（非）課税証明書等」により確認します。令和6年9月以降に実施する第2次受付分については、高等学校等就学支援金（認定を受ければ授業料が実質無償になる制度）等の手続で提出いただいた「令和6年度 住民税（非）課税証明書等」または「マイナンバー」により確認します。このため、第2次受付分については、基本的に保護者等の「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額」が非課税（0円）であることが確認できる書類の提出は不要ですが、保護者全員の課税証明書を提出していない場合は、証明書の提出が必要になります。なお課税証明書を取得する前に、お住まいの市町村の市町村民税課窓口で課税の有無を確認することができる場合があります。

Q2 両親の片方が海外勤務のため課税証明書等が発行できません。対象になりますか？

A2 海外勤務のため“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”的課税証明を受けられない方がいる場合は、支給対象となりません。

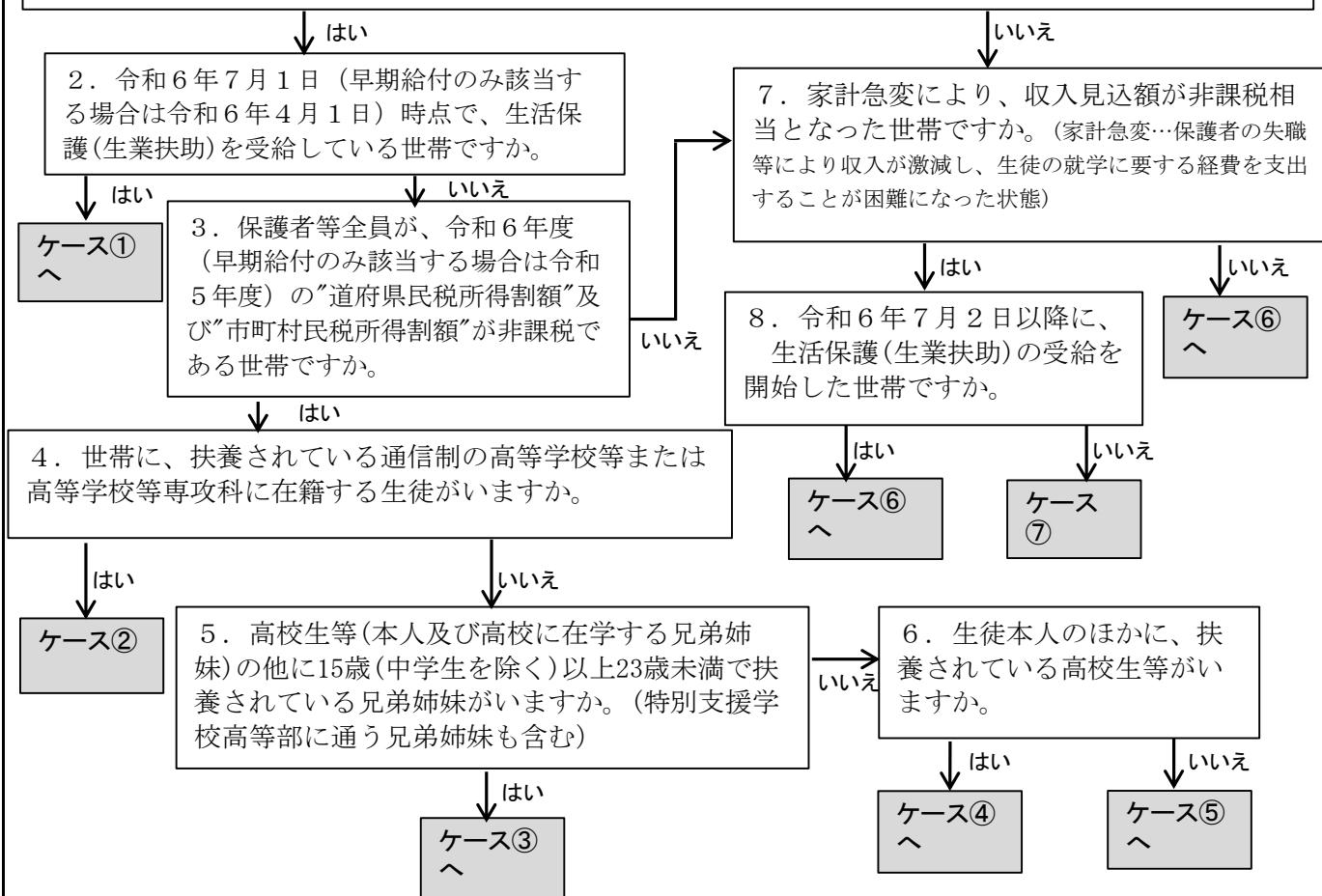
Q3 兄（2年生）弟（1年生）がそれぞれ違う国公立高等高校等に通っています。申請書は別々に記入して、各学校へ提出なのでしょうか？

A3 お一人ずつ、それぞれの在籍学校へ申請書等を提出してください。

＜令和6年度入学生向け＞

(国公立)奨学のための給付金 対象者及び支給金額等確認シート

1. 令和6年7月1日（早期給付のみ該当する場合は令和6年4月1日）時点で、学校に在籍しており、“高等学校等就学支援金”、“学び直し支援金”、又は“専攻科修学支援金”的支給対象である生徒ですか。



ケース①...「生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯」です。通常給付該当の場合は年額32,300円が支給されます。早期給付のみ該当の場合は8,075円が支給されます。

ケース②…通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)の生徒には、通常給付該当の場合は年額50,500円(早期給付のみ該当の場合は12,625円)が支給され、通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)以外の高等学校等の生徒もいる場合、その生徒には通常給付該当の場合は年額143,700円(早期給付のみ該当の場合は35,925円)が支給されます。

ケース③…「非課税世帯第2子単価の世帯」です。通常給付該当の場合は年額143,700円が支給されます。早期給付のみ該当の場合は35,925円が支給されます。

ケース④...高校生等のうち、1人目は通常給付該当の場合は年額122,100円(早期給付のみ該当の場合は30,525円)が支給されます。2人目以降は通常給付該当の場合は年額143,700円(早期給付のみ該当の場合は35,925円)が支給されます。

ケース⑤…「非課税世帯第1子単価の世帯」です。通常給付該当の場合は年額122,100円が支給されます。早期給付のみ該当の場合は35,925円が支給されます。

ケース⑥ 留学のための給付金及び家計急変世帯向け給付金の支給対象ではありません。

ケース⑦…「家計急変世帯」です。家計急変の状況が確認できる書類を提出いただき、非課税相当と認められれば給付金の支給対象となります。支給額は、家計急変の時期や生徒の兄弟姉妹の有無などによって異なります。

※通常給付該当で既に定期給付を受けている場合は、年額から定期給付額を差し引いた残額が受給額となります。

星期給付のみ該当になる場合で既に星期給付(5月支給)を受給している場合は提出する書類はございません。

※裏面もご確認ください

○提出書類について

表面のケースに応じ、必要書類が異なります。該当するケースを確認の上、必要書類を提出してください。
また、奨学のための給付金の支給対象でない場合は、提出する書類はありません。
なお、令和6年9月以降に実施する通常給付2次受付分については「令和6年度(非)課税証明書」または
「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」を、就学支援金等で既に学校に提出済のときは、省略できます。
ただし、控除対象配偶者は就学支援金等で「令和6年度(非)課税証明書」等を提出していない場合は、省略できません

ケース①(提出書類):生活保護受給世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・基準日（7/1又は4/1）現在、生業扶助の高等学校等就学費を受給していることが確認できる書類
(令和6年7月1日以降に取得した生活保護受給証明書など)

ケース②(提出書類):生徒が通信制又は専攻科に在籍する場合

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等（専攻科は生計維持者）の「令和6年度(非)課税証明書」又は「令和5年度(非)課税証明書」
(令和6年度非課税→令和6年度(非)課税証明書を提出、令和6年度課税・令和5年度非課税→令和5年度(非)課税証明書を提出)
- ・個人対象要件証明書（専攻科在籍の生徒のみ）
【生徒に兄弟姉妹がいる場合は上記書類のほか次の書類が必要です】
- ・扶養誓約書

ケース③(提出書類):非課税世帯(第2子以降単価)

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等（専攻科は生計維持者）の「令和6年度(非)課税証明書」又は「令和5年度(非)課税証明書」
(令和6年度非課税→令和6年度(非)課税証明書を提出、令和6年度課税・令和5年度非課税→令和5年度(非)課税証明書を提出)
- ・扶養誓約書

ケース④(提出書類):対象生徒本人以外に高校生等を扶養している世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等（専攻科は生計維持者）の「令和6年度(非)課税証明書」又は「令和5年度(非)課税証明書」
(令和6年度非課税→令和6年度(非)課税証明書を提出、令和6年度課税・令和5年度非課税→令和5年度(非)課税証明書を提出)
- 【生徒に兄弟姉妹がいる場合は上記書類のほか次の書類が必要です】
- ・扶養誓約書
※高校生等が複数いる場合、各生徒分の申請書を提出する必要があります。

ケース⑤(提出書類):非課税世帯(第1子単価)

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等（専攻科は生計維持者）の「令和6年度(非)課税証明書」又は「令和5年度(非)課税証明書」
(令和6年度非課税→令和6年度(非)課税証明書を提出、令和6年度課税・令和5年度非課税→令和5年度(非)課税証明書を提出)

ケース⑥で必要な書類 → 非該当のため、提出する書類はありません

ケース⑦で必要な書類

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等（専攻科は生計維持者）の「令和6年度課税証明書」
- ・扶養誓約書（対象生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹がいる場合）
- ・奨学給付金に係る家計急変状況申出書
- ・家計急変の発生事由を証明する書類
例…離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通告書など
- ・家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類
例…市町村の課税証明書、会社の給与支払見込証明書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
- ・保護者等の扶養親族の人数、年齢を確認するための書類
例…扶養親族分の健康保険証の写しなど

※このほか、収入状況確認のため必要な書類を追加で提出いただく場合があります。

○注意事項

奨学のための給付金は、高校生等1人につき、各年度1回（全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回）が支給回数上限となります。ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。